出入国管理及び難民認定法別表第一の二の表の高度専 門職の項の下欄の基準を定める省令

(平成二十六年十二月二十六日法務省令第三十七号)

- 第一条 出入国管理及び難民認定法(以下「法」という。)別表第一の二の表の高度専門職の項の下欄第一号の基準は、同号に掲げる活動を行う外国人が、法第三章第一節若しくは第二節の規定による上陸許可の証印若しくは許可(在留資格の決定を伴うものに限る。)、法第四章第二節の規定による許可又は法第五十条第一項若しくは第六十一条の二の二第二項の規定による許可(以下「第一号許可等」という。)を受ける時点において、次の各号のいずれかに該当することとする。
- 一 法別表第一の二の表の高度専門職の項の下欄第一号イに掲げる活動を行う外国人であって、次の表の上欄に掲げる項目に係る同表の中欄に掲げる基準(年収の項にあっては、当該時点における当該外国人の年齢が三十歳未満のときは同項のイからトまで、三十歳以上三十五歳未満のときは同項のイからへまで、三十五歳以上四十歳未満のときは同項のイからホまで、四十歳以上のときは同項のイかられまでに掲げる基準)に応じ、同表の下欄に掲げる点数を合計したものが七十点以上であること。

可表の下懶に掲げる点剱を合計したものか七十点以上であること。 				
項目	基準	点数		
学歴	イ 博士の学位を有して	三十		
	いること。			
	ロ 修士の学位又は専門	二十		
	職学位(学位規則(昭和			
	二十八年文部省令第九			
	号)第五条の二に規定す			
	る専門職学位をいい、外			
	国において授与されたこ			
	れに相当する学位を含			
	む。以下同じ。)を有し			
	ていること(イに該当す			
	る場合を除く。)。			
	ハ 大学を卒業し又はこ	+		
	れと同等以上の教育を受			
	けたこと(イ又は口に該			
	当する場合を除く。)。			
	ニ 複数の分野において	五		
	博士若しくは修士の学位			
	又は専門職学位を有して			
	いること。			
職歴	イ 従事する研究、研究	十五		
	の指導又は教育について			
	七年以上の実務経験があ			
	ること。			
•				

i e		
	ロ 従事する研究、研究	+
	の指導又は教育について	
	五年以上七年未満の実務	
	経験があること。	
	ハ 従事する研究、研究	五.
	の指導又は教育について	
	三年以上五年未満の実務	
	経験があること。	
年収	イ 契約機関(契約の相	四十
	手方である本邦の公私の	
	機関をいう。以下同	
	じ。)及び外国所属機関	
	(外国の公私の機関の職	
	員が当該機関から転勤し	
	て契約機関に受け入れら	
	れる場合における当該外	
	国の公私の機関をいう。	
	以下この号、次号及び次	
	条第一項第一号口におい	
	て同じ。)から受ける報	
	酬の年額の合計が千万円	
	以上であること。	
	ロ契約機関及び外国所	三十五
	属機関から受ける報酬の	
	年額の合計が九百万円以	
	上千万円未満であるこ	
	と。	
	ハ契約機関及び外国所	三十
	属機関から受ける報酬の	
	年額の合計が八百万円以	
	上九百万円未満であるこ	
	と。	
	 ニ 契約機関及び外国所	 二十五
	一 実が機関及び下国別	
	偶機関から受ける報酬の 年額の合計が七百万円以	
	上八百万円未満であるこ	
	と。	二十
	14)C/13 1/4 1/4 1/4 1/4 1/4 1/4 1/4 1/4 1/4 1/4	1 ⁻
	属機関から受ける報酬の	
	年額の合計が六百万円以	
	上七百万円未満であるこ	
	と。	

	へ 契約機関及び外国所	十五
	属機関から受ける報酬の	
	年額の合計が五百万円以	
	上六百万円未満であるこ	
	と。	
	ト 契約機関及び外国所	十
	属機関から受ける報酬の	
	年額の合計が四百万円以	
	上五百万円未満であるこ	
Free 18th	ك ₀	1 -
年齢	イ 年齢が三十歳未満で	十五
	あること。	
	ロ 年齢が三十歳以上三	十
	十五歳未満であること。	
	ハ 年齢が三十五歳以上	五.
	四十歳未満であること。	<u> </u>
7年4年4年4年		ー ・レデ
研究実績	イ 次の(1)から	二十五
	(4)までのうち二以上	
	に該当すること。	
	(1) 発明者として特	
	許を受けた発明が一件以	
	上あること。	
	エの 0 = 0。 (2) 外国政府から補	
	助金、競争的資金その他	
	の金銭の給付を受けた研	
	究に三回以上従事したこ	
	とがあること。	
	(3) 我が国の国の機	
	関において利用されてい	
	る学術論文データベース	
	- 4 1141111112 - 7	
	(学術上の論文に関する	
	情報の集合物であって、	
	それらの情報を電子計算	
	機を用いて検索すること	
	ができるように体系的に	
	構成したものをいう。以	
	下同じ。)に登録されて	
	いる学術雑誌に掲載され	
	- 4 11411 11-1 4 4 174 - 1	
	ている論文(当該外国人	
	が責任を持って論文に関	
	する問合せに対応可能な	
	著者(以下「責任著者」	
	という。)であるものに	
	限る。)が三本以上ある	
	こと。	

	(4) (1)から (3)までに該当しない 研究実績で当該外国人が 申し出たものであって、 これらと同等の研究実績 として、関係行政機関の 長の意見を聴いた上で法 務大臣が認めるものがあ ること。	
	ロ イの(1)から (4)までのいずれかに 該当すること(イに該当 する場合を除く。)。	<u>-+</u>
特別加算	イ者和四定うてンノ化十二ノうに大る定は支一資臣も 契中十)る以か創一関法第一以すが律を助措ョる告を り、のでに年条で、資臣法等補援シすがの 要中十)る以か創一関法第一以すが律を助措ョる告を り、付着など、イ科ン法にといる が基準第業。ノ学創律十規の。ともにい付っ出しっい が表面項をで一術の平号す出のててづこのイ促法定こ は、のでのでののを定て交あ創ともて が表面である。ノ学創律十規の。ともにい付っ出しっい でのでののをけるともにい付っ出しっい でのでのででののをに でのでののをけるとしてで でのでののを に いた で のでに のでののを に の に の に の に の に の に の に の に の に の	<u></u>

ロ 契約機関が、イノベ	+
ーションの創出の促進に	
資するものとして法務大	
臣が告示をもって定める	
法律の規定に基づく認定	
等を受けていること又は	
補助金の交付その他の支	
援措置であってイノベー	
ションの創出の促進に資	
するものとして法務大臣	
が告示をもって定めるも	
のを受けていること(イ	
に該当する場合を除	
⟨ 。) 。	

ハ 法第七条の二第一 項、第二十条第二項、第 二十一条第二項若しくは 第二十二条の二第二項 (法第二十二条の三にお いて準用する場合を含 む。)の規定による申 請、法第十一条第三項若 しくは第四十九条第三項 の規定による裁決又は法 第六十一条の二の二第二 項の規定による許可の日 (以下「申請等の日」と いう。) の属する事業年 度の前事業年度(申請等 の日が前事業年度経過後 二月以内である場合は、 前々事業年度。以下同 じ。) において契約機関 (中小企業者に限る。) に係る試験研究費等比率 (一事業年度における試 験研究費及び開発費(法 人税法施行令(昭和四十 年政令第九十七号) 第十 四条第一項第三号に規定 する開発費及び新たな事 業の開始のために特別に 支出する費用をいう。) の合計額の収入金額(総 収入金額から固定資産又 は法人税法(昭和四十年 法律第三十四号) 第二条 第二十一号に規定する有 価証券の譲渡による収入 金額を控除した金額をい う。) に対する割合をい う。以下同じ。)が百分 の三を超えること。

五.

	ニ 従事する業務に関連	五
	する外国の資格、表彰そ	
	の他の高度な専門知識、	
	能力又は経験を有してい	
	ることを証明するもので	
	あって、イノベーション	
	の創出の促進に資するも	
	のとして関係行政機関の	
	長の意見を聴いた上で法	
	務大臣が認めるもの(こ	
	の表の研究実績の項に該	
	当するものを除く。)が	
	あること。	
-	ホ 本邦の大学を卒業し	+
	又は大学院の課程を修了	1
	して学位を授与されたこ	
	と、	
-	<u>こ。</u> へ 日本語を専攻して外	 十五
	国の大学を卒業し、又は	1 111
	日常的な場面で使われる	
	日本語に加え、論理的に	
	やや複雑な日本語を含む	
	幅広い場面で使われる日	
	本語を理解することがで	
	きる能力を有していることは表際によりません。	
	とを試験により証明されていること	
-	ていること。	ī
	ト日常的な場面で使われること	+
	れる日本語を理解するこ	
	とができるほか、論理的 にやや複雑な日本語を含	
	む幅広い場面で使われる	
	日本語をある程度理解す	
	ることができる能力を有	
	していることを試験によ	
	り証明されていること	
	(ホ又はへに該当する場	
	合を除く。)。	,
	チャー将来において成長発	+
	展が期待される分野の先	
	端的な事業として関係行	
	政機関の長の意見を聴い	
	た上で法務大臣が認める	
	事業を担うものであるこ	
	と。	

リ 関係行政機関の長の	+
意見を聴いた上で法務大	
臣が告示をもって定める	
大学を卒業し、又はその	
大学の大学院の課程を修	
了して学位を授与された	
こと。	
ヌ 国又は国から委託を	五
受けた機関が実施する研	
修であって、法務大臣が	
告示をもって定めるもの	
を修了したこと(本邦の	
大学又は大学院の授業を	
利用して行われる研修に	
あっては、ホに該当する	
場合を除く。)。	

二 法別表第一の二の表の高度専門職の項の下欄第一号口に掲げる活動を行う外国人であって、次の表の上欄に掲げる項目に係る同表の中欄に掲げる基準(年収の項にあっては、当該時点における当該外国人の年齢が三十歳未満のときは同項のイからトまで、三十歳以上三十五歳未満のときは同項のイからへまで、三十五歳以上四十歳未満のときは同項のイからホまで、四十歳以上のときは同項のイかられまでに掲げる基準)に応じ、同表の下欄に掲げる点数を合計したものが七十点以上であり、かつ、契約機関及び外国所属機関から受ける報酬の年額の合計が三百万円以上であること。

項目	基準	点数
学歴	イ 博士の学位を有して	三十
	いること。	
	ロ 経営管理に関する専	二十五
	門職学位を有しているこ	
	と(イに該当する場合を	
	除く。)。	
	ハ 修士の学位又は専門	二十
	職学位を有していること	
	(イ又は口に該当する場	
	合を除く。)。	
	ニ 大学を卒業し又はこ	+
	れと同等以上の教育を受	
	けたこと(イからハまで	
	に該当する場合を除	
	⟨。)。	
	ホ 複数の分野において	五.
	博士若しくは修士の学位	
	又は専門職学位を有して	
	いること。	

	T	,
職歴	イ 従事する業務につい	二十
p. 7. 7. 1		,
	て十年以上の実務経験が	
	あること。	
		十五
	ロ 従事する業務につい	十五
	て七年以上十年未満の実	
	務経験があること。	
	ハ 従事する業務につい	+
		'
	て五年以上七年未満の実	
	務経験があること。	
		7
	ニ 従事する業務につい	五.
	て三年以上五年未満の実	
	, , , , , , , , , , , , , , , , , , , ,	
	務経験があること。	
年収	イ 契約機関及び外国所	四十
	属機関から受ける報酬の	
	年額の合計が千万円以上	
	であること。	
	ロ 契約機関及び外国所	三十五
	属機関から受ける報酬の	
	年額の合計が九百万円以	
	上千万円未満であるこ	
	と。	
		三十
	ハ 契約機関及び外国所	二十
	属機関から受ける報酬の	
	年額の合計が八百万円以	
	上九百万円未満であるこ	
	と。	
	ニ 契約機関及び外国所	二十五
	属機関から受ける報酬の	,
	., ,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,	
	年額の合計が七百万円以	
	上八百万円未満であるこ	
	と。	
	ホ 契約機関及び外国所	二十
		
	属機関から受ける報酬の	
	年額の合計が六百万円以	
	上七百万円未満であるこ	
	と。	
	へ 契約機関及び外国所	十五
	属機関から受ける報酬の	
	7 4 6 7 4 7 4 7 4 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7	
	年額の合計が五百万円以	
	上六百万円未満であるこ	
	と。	
	ト契約機関及び外国所	+
		'
	属機関から受ける報酬の	
	年額の合計が四百万円以	
	上五百万円未満であるこ	
	と。	

年齢	イ 年齢が三十歳未満で	十五
	あること。	
	ロ 年齢が三十歳以上三	+
	十五歳未満であること。	
	ハ 年齢が三十五歳以上	五
	四十歳未満であること。	
研究実績	次のイからニまでのうち	十五
	一以上に該当すること。	
	イ 発明者として特許を	
	受けた発明が一件以上あ	
	ること。	
	ロ 外国政府から補助	
	金、競争的資金その他の	
	金銭の給付を受けた研究	
	に三回以上従事したこと	
	があること。	
	ハ 我が国の国の機関に	
	おいて利用されている学	
	術論文データベースに登	
	録されている学術雑誌に	
	掲載されている論文(当	
	該外国人が責任著者であ	
	るものに限る。)が三本	
	以上あること。	
	ニーイからハまでに該当	
	しない研究実績で当該外	
	国人が申し出たものであ	
	って、これらと同等の研究実績にして、関係行政	
	究実績として、関係行政 機関の長の意見を聴いた	
	機関の長の息見を聴いた 上で法務大臣が認めるも	
	一 のがあること。	
	イ 次の(1)から	+
英加	(3) までのうち一以上	
	に該当すること。	
I	に吸引すること。	

(1) 従事する業務に	
関連する二以上の我が国	
の国家資格(資格のう	
ち、法令において当該資	
格を有しない者は当該資	
格に係る業務若しくは行	
為を行い、又は当該資格	
に係る名称を使用するこ	
とができないこととされ	
ているものをいう。以下	
同じ。)を有しているこ	
٤.	
(2) 出入国管理及び	
難民認定法第七条第一項	
第二号の基準を定める省	
令 (平成二年法務省令第	
十六号。以下「基準省	
令」という。) の技術・	
人文知識・国際業務の項	
の下欄第一号ただし書の	
規定に基づき法務大臣が	
告示をもって定める情報	
処理技術に関する試験の	
うち、二以上に合格した	
こと。	
(3) 基準省令の技	
術・人文知識・国際業務	
の項の下欄第一号ただし	
書の規定に基づき法務大	
臣が告示をもって定める	
情報処理技術に関する資	
格のうち、二以上を有し	
ていること。	
ロ 次の(1)から	+
(3) までのうち二以上	
に該当すること(イに該	
当する場合を除く。)。	
(1) 従事する業務に	
関連する我が国の国家資	
格を有していること。	

	(2) 基準省令の技	
	術・人文知識・国際業務	
	の項の下欄第一号ただし	
	書の規定に基づき法務大	
	臣が告示をもって定める	
	情報処理技術に関する試	
	験に合格したこと。	
	(3) 基準省令の技	
	術・人文知識・国際業務	
	の項の下欄第一号ただし	
	書の規定に基づき法務大	
	臣が告示をもって定める	
	情報処理技術に関する資	
	格を有していること。	
	ハ ロの (1) から	五.
	(3) までのいずれかに	<u> </u>
	, ,	
	該当すること(イ又はロ	
	に該当する場合を除	
	<.).	
特別加算	イ契約機関が中小企業	二十
10 0000		_ '
	者であって、かつ、イノ	
	ベーションの創出の促進	
	に資するものとして法務	
	大臣が告示をもって定め	
	る法律の規定に基づく認	
	定等を受けていること又	
	は補助金の交付その他の	
	支援措置であってイノベ	
	ーションの創出の促進に	
	資するものとして法務大	
	臣が告示をもって定める	
	ものを受けていること。	
	ロ 契約機関がイノベー	+
	ションの創出の促進に資	
	するものとして法務大臣	
	が告示をもって定める法	
	律の規定に基づく認定等	
	を受けていること又は補	
	助金の交付その他の支援	
	措置であってイノベーシ	
	ョンの創出の促進に資す	
	, , , , , , , , , , , , , , , , ,	
	るものとして法務大臣が	
	告示をもって定めるもの	
	を受けていること(イに	
	1	
	該当する場合を除	
	該当する場合を除 く。)。	

ハ 申請等の日の属する	五
事業年度の前事業年度に	
おいて契約機関(中小企	
業者に限る。)に係る試	
験研究費等比率が百分の	
三を超えること。	
二 従事する業務に関連	五
する外国の資格、表彰そ	
の他の高度な専門知識、	
能力又は経験を有してい	
ることを証明するもので	
あって、イノベーション	
の創出の促進に資するも	
のとして関係行政機関の	
長の意見を聴いた上で法	
務大臣が認めるもの(こ	
の表の研究実績及び資格	
の項に該当するものを除	
く。)があること。	
ホ 本邦の大学を卒業し	+
又は大学院の課程を修了	
して学位を授与されたこ	
ا ك .	
へ 日本語を専攻して外	十五
国の大学を卒業し、又は	1 ===
日常的な場面で使われる	
日本語に加え、論理的に	
やや複雑な日本語を含む	
幅広い場面で使われる日	
本語を理解することがで	
本品を理解することがで	
,	
とを試験により証明され	
ていること。	
ト日常的な場面で使わ	+
れる日本語を理解するこ	
とができるほか、論理的	
にやや複雑な日本語を含	
む幅広い場面で使われる	
日本語をある程度理解す	
ることができる能力を有	
していることを試験によ	
り証明されていること	
(ホ又はへに該当する場	

チ 将来において成長発	+
展が期待される分野の先	
端的な事業として関係行	
政機関の長の意見を聴い	
た上で法務大臣が認める	
事業を担うものであるこ	
と。	
リ 関係行政機関の長の	+
意見を聴いた上で法務大	
臣が告示をもって定める	
大学を卒業し、又はその	
大学の大学院の課程を修	
了して学位を授与された	
こと。	
ヌ 国又は国から委託を	五
受けた機関が実施する研	
修であって、法務大臣が	
告示をもって定めるもの	
を修了したこと(本邦の	
大学又は大学院の授業を	
利用して行われる研修に	
あっては、ホに該当する	
 場合を除く。)。	
L	

三 法別表第一の二の表の高度専門職の項の下欄第一号ハに掲げる活動を行う外国人であって、次の表の上欄に掲げる項目に係る同表の中欄に掲げる基準に応じ、同表の下欄に掲げる点数を合計したものが七十点以上であり、かつ、活動機関(法別表第一の二の表の高度専門職の項の下欄第一号ハに掲げる活動を行う本邦の公私の機関をいう。以下同じ。)及び外国所属機関(外国の公私の機関の職員が当該機関から転勤して活動機関に受け入れられる場合における当該外国の公私の機関をいう。以下この号及び次条第一項第一号ハにおいて同じ。)から受ける報酬の年額の合計が三百万円以上であること。

項目	基準	点数
学歴	イ 経営管理に関する専	二十五
	門職学位を有しているこ	
	と。	
	ロ 博士若しくは修士の	二十
	学位又は専門職学位を有	
	していること(イに該当	
	する場合を除く。)。	
	ハ 大学を卒業し又はこ	+
	れと同等以上の教育を受	
	けたこと(イ又は口に該	
	当する場合を除く。)。	

i e		
	ニ 複数の分野において	五
	博士若しくは修士の学位	
	又は専門職学位を有して	
	いること。	
職歴	イ事業の経営又は管理	二十五
4成/正	について十年以上の実務	
	経験があること。	
	ロ 事業の経営又は管理	二十
	について七年以上十年未	
	満の実務経験があるこ	
	と。	
	ハ 事業の経営又は管理	十五
	について五年以上七年未	
	満の実務経験があるこ	
	と。	
	ニ事業の経営又は管理	+
	このいて三年以上五年未	
	満の実務経験があるこ	
	٤.	
年収	イ 活動機関及び外国所	五十
	属機関から受ける報酬の	
	年額の合計が三千万円以	
	上であること。	
	ロ 活動機関及び外国所	四十
	属機関から受ける報酬の	
	年額の合計が二千五百万	
	円以上三千万円未満であ	
	ること。	
	ハ 活動機関及び外国所	三十
		
	属機関から受ける報酬の	
	年額の合計が二千万円以	
	上二千五百万円未満であ	
	ること。	
	ニ 活動機関及び外国所	二十
	属機関から受ける報酬の	
	年額の合計が千五百万円	
	以上二千万円未満である	
	ホ 活動機関及び外国所	+
	属機関から受ける報酬の	'
	年額の合計が千万円以上	
	千五百万円未満であるこ	
	と。	

	T	
地位	イ 活動機関の代表取締	+
7012		'
	役、代表執行役又は業務	
	を執行する社員(代表権	
	/ / / _ / / / / / / / / / / / / / /	
	を有する者に限る。) と	
	して火鉄機関の東米の匁	
	して当該機関の事業の経	
	営又は管理に従事するこ	
	と。	
	ロー 活動機関の 原	五
	ロ 活動機関の取締役、	Д.
	執行役又は業務を執行す	
	る社員として当該機関の	
	事業の経営又は管理に従	
	事すること(イに該当す	
	フ 担 △ ナ、『今 /)	
	る場合を除く。)。	
特別加算	イ 活動機関が中小企業	二十
14 23 124 124		<u> </u>
	者であって、かつ、イノ	
	ベーションの創出の促進	
	に資するものとして法務	
	大臣が告示をもって定め	
	る法律の規定に基づく認	
	定等を受けていること又	
	は補助金の交付その他の	
	支援措置であってイノベ	
	ーションの創出の促進に	
	資するものとして法務大	
	臣が告示をもって定める	
	ものを受けていること。	
	ロ 活動機関がイノベー	+
	ションの創出の伊治に次	,
	ションの創出の促進に資	
	するものとして法務大臣	
	が告示をもって定める法	
	律の規定に基づく認定等	
	を受けていること又は補	
	助金の交付その他の支援	
	措置であってイノベーシ	
	ョンの創出の促進に資す	
	るものとして法務大臣が	
	告示をもって定めるもの	
	を受けていること(イに	
	, , , , , , , , , , , , , , , , ,	
	該当する場合を除	
	<.).	
	ハ 申請等の日の属する	五
		
	事業年度の前事業年度に	
	おいて活動機関(中小企	
	業者に限る。)に係る試	
	験研究費等比率が百分の	
	三を超えること。	

ニ 従事する業務に関連	五
する外国の資格、表彰そ	
の他の高度な専門知識、	
能力又は経験を有してい	
ることを証明するもので	
あって、イノベーション	
の創出の促進に資するも	
のとして関係行政機関の	
長の意見を聴いた上で法	
務大臣が認めるものがあ	
ること。	
ホ 本邦の大学を卒業し	+
又は大学院の課程を修了	
して学位を授与されたこ	
٤.	
へ 日本語を専攻して外	十五
国の大学を卒業し、又は	
日常的な場面で使われる	
日本語に加え、論理的に	
やや複雑な日本語を含む	
幅広い場面で使われる日	
本語を理解することがで	
きる能力を有しているこ	
とを試験により証明され	
ていること。	
ト日常的な場面で使わ	+
れる日本語を理解するこ	
とができるほか、論理的	
にやや複雑な日本語を含	
む幅広い場面で使われる	
日本語をある程度理解す	
ることができる能力を有	
していることを試験によ	
り証明されていること	
(ホ又はへに該当する場	
合を除く。)。	
チ 将来において成長発	+
展が期待される分野の先	
端的な事業として関係行	
政機関の長の意見を聴い	
た上で法務大臣が認める	
事業を担うものであるこ	
と。	

リ 関係行政機関の長の	+
意見を聴いた上で法務大	
臣が告示をもって定める	
大学を卒業し、又はその	
大学の大学院の課程を修	
了して学位を授与された	
こと。	
ヌ 国又は国から委託を	五.
受けた機関が実施する研	
修であって、法務大臣が	
告示をもって定めるもの	
を修了したこと(本邦の	
大学又は大学院の授業を	
利用して行われる研修に	
あっては、ホに該当する	
場合を除く。)。	
ル 本邦の公私の機関に	五.
おいて貿易その他の事業	
の経営を行う場合にあっ	
ては、当該事業に自ら一	
億円以上を投資している	
こと。	

- 2 法第六条第二項、第二十条第二項、第二十一条第二項若しくは第二十二条の二第二項(法第二十二条の三において準用する場合を含む。)の規定による申請又は法第四十九条第三項の規定による裁決の時点において前項各号のいずれかに該当する者は、当該申請又は当該裁決に係る第一号許可等を受ける時点において当該各号に該当するものとみなす。
- 第二条 法別表第一の二の表の高度専門職の項の下欄第二号の基準は、同号に掲げる活動を行う外国人が、法第十二条第一項又は法第四章第二節の規定による当該許可(以下「第二号許可」という。)を受ける時点において、次の各号のいずれにも該当することとする。
 - 一 次のいずれかに該当すること。
 - イ 高度専門職の在留資格(法別表第一の二の表の高度専門職の項の下欄第一号イに係るものに限る。)をもって本邦に在留していた外国人にあっては、前条第一項第一号の表の上欄に掲げる項目に係る同表の中欄に掲げる基準(年収の項にあっては、当該時点における当該外国人の年齢が三十歳未満のときは同項のイからトまで、三十歳以上三十五歳未満のときは同項のイからへまで、三十五歳以上四十歳未満のときは同項のイからホまで、四十歳以上のときは同項のイからハまでに掲げる基準)に応じ、同表の下欄に掲げる点数を合計したものが七十点以上であること。

- □ 高度専門職の在留資格(法別表第一の二の表の高度専門職の項の下欄第一号□に係るものに限る。)をもって本邦に在留していた外国人にあっては、前条第一項第二号の表の上欄に掲げる項目に係る同表の中欄に掲げる基準(年収の項にあっては、当該時点における当該外国人の年齢が三十歳未満のときは同項のイからトまで、三十歳以上三十五歳未満のときは同項のイからへまで、三十五歳以上四十歳未満のときは同項のイからホまで、四十歳以上のときは同項のイからハまでに掲げる基準)に応じ、同表の下欄に掲げる点数を合計したものが七十点以上であり、かつ、契約機関及び外国所属機関から受ける報酬の年額の合計が三百万円以上であること。
- ハ 高度専門職の在留資格(法別表第一の二の表の高度専門職の項の下欄第一号ハ に係るものに限る。)をもって本邦に在留していた外国人にあっては、前条第一 項第三号の表の上欄に掲げる項目に係る同表の中欄に掲げる基準に応じ、同表の 下欄に掲げる点数を合計したものが七十点以上であり、かつ、活動機関及び外国 所属機関から受ける報酬の年額の合計が三百万円以上であること。
- 二 高度専門職の在留資格(法別表第一の二の表の高度専門職の項の下欄第一号イからハまでに係るものに限る。)をもって本邦に三年以上在留して同号に掲げる活動を行っていたこと。
- 三素行が善良であること。
- 四 当該外国人の在留が日本国の利益に合すると認められること。
- 2 法第六条第二項、第二十条第二項又は第二十二条の二第二項の規定による申請の時 点において前項各号のいずれにも該当する者は、当該申請に係る第二号許可を受ける 時点において同項各号のいずれにも該当するものとみなす。